



交通安全市民会議 ニュース

学ぼう！ 自転車の 通行ルール

豊田市内の道路において、自転車の通行位置を示す路面標示が増えています。皆さんはその意味をご存じでしょうか？
自転車に乗る人も乗らない人も、自転車利用のルールを知って、ともに快適で安全な交通環境をつくっていきましょう！

自転車の通行位置を表すさまざまな路面標示など

通行の基本

自転車は原則車道の左側を通行します。

歩道にこの標識がある場合

歩道を通行できる
歩道では、車道寄りを
徐行しなければなら
ない



普通自転車専用通行帯※がある場合 ※道路標示などで通行区分が指定された部分

普通自転車専用通行帯を通行しなければ
ならない



「普通自転車専用通
行帯」は、通行方向
の車道の左端を
一方通行します。

※運転者が13歳未満の者、70歳以上の者、
車道通行に支障がある身体障がい者の場合、
また、道路の状況などにより、いずれの場合に
おいても歩道を通行することができます。

歩道がない場合

道路の左端に寄って通行



歩道がある場合

車道の左端を通行



矢羽根型路面表示
自転車の通行位置・
方向を明示したもの
で、車を運転する人
に自転車の通行位置
を知らせる役割も。

自転車道※がある場合 ※縁石などで明確に区分された部分

自転車道を通行しなければならない



「自転車道」は、
区画内で
左側通行
します。



自転車を利用する時は、ヘルメットを着用しましょう。

「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」をご活用ください。

くわしくはコチラ(豊田市HP) ⇒

